

出展規約

■ 出展申込

申込書に必要な事項をご記入の上、展示会事務局までお申込み下さい。なお、出展申込社の出展趣旨や出展製品、出展情報等が本展示会の趣旨と合わない、あるいは出展申込社が反社会勢力との関連がある、あるいは会社方針等が本展の趣旨に合わない場合と主催者・事務局が判断した場合、申込み後であっても出展をお断りする場合があります。

■ 出展料支払

出展申込受領後に請求書を送付いたしますので記載の期日までに指定金融機関にお支払い下さい。振込み手数料は出展社にご負担いただきます。

■ 出展申込後のキャンセル

申込後のキャンセルは原則として認められません。ただし主催者が取消事由を認めた場合は、規定の取消料をお支払いいただくことでキャンセルすることができます。

<出展取消規定>

申込日～2024年9月30日(月)……………出展料(税込)の50%が取消料

2024年10月1日(火)以降 ……出展料(税込)の全額が取消料

※上記は文書にて事務局に提出いただいた上で、主催者が取消事由を認めた場合の取消料です。

■ 小間位置決定

下記の要因を勘案し、主催者が最終決定を行ないます。

1. 全体の小間配置 2. 出展小間の規模 3. 出展申込日時 4. 過去の出展実績

■ 入場資格

展示会入場は、来場者・出展社ともに事前または当日に登録していただきます。また、入場者は本展示会の趣旨に関連する方に限定いたします。事務局は、本展示会の趣旨に関連しないと判断した方や、本展示会の運営の妨げになると判断した方の入場をお断りする事があります。また、会場の運営の為、あるいは主催者・事務局が必要と判断した場合、入場制限を設ける事があります。

■ 出展小間の転貸

出展社、出展申込社は出展小間の全部または一部を、主催者の許可なく他社へ譲渡、貸与することはできません。

■ 写真・ビデオ撮影

展示会場内では、下記を除き、写真・動画撮影は禁止です。なお、出展社は、以下の撮影について承認したものとみなします。

・ 出展社の自社小間内の撮影(但し、主催者もしくは事務局の許可を必要とします。)

・ 主催者・事務局が許可した報道取材

・ 主催者・事務局による撮影

■ 展示規定

(1) 装飾・展示方法は、「出展マニュアル」に従って下さい。

(2) 主催者・事務局は、近隣の出展社の妨げとなる装飾・展示や、展示会の趣旨に反する行為を行う出展社に対し、「出展マニュアル」に従って、是正勧告及び指導等を行うことができ、出展社はこれに従わなければなりません。

(3) 出展社が(2)の是正勧告及び指導等に従わない場合、及び近隣の出展社への妨げが著しい場合には、主催者は、「出展マニュアル」の規定に従って出展を中止又は小間位置を削減させることができます。この場合、主催者は、出展料(税込)を返還する必要はありません。

(4) 出展社は、展示会場内の防火・安全に関する規則、法令等を遵守しなければなりません。

■ 保険

会場への搬入時から撤去までの間、展示物等に対して損害保険に加入されることをお勧めします。

■ 損害

(1) 主催者・事務局は、展示会、展示会の準備、運営、撤去等の事後処理において、出展社に生じる一切の損害に対して、賠償の責を負わず、何らの補償をするものでもありません。

(2) 出展社は、自己又はその役員、下請け業者若しくは代理人の行為によって、主催者又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責を負うものとします。

■ 展示会の中止

主催者・事務局は、本展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または「不可抗力的原因」により開催が妨害された、もしくは開催が困難と判断した場合は、会期の変更、開催形態や開催方式の変更、もしくは開催を中止する決定をすることがあります。この場合、主催者・事務局は支払われた出展料の返金を行いません。また、これによって生じるいかなる損害、出展にて発生する費用の増加、出展社が被る不利な事態については責任を負わないものとします。また、開催の変更、延期、中止の判断後でも、出展料が支払われていない場合には出展社は出展料を支払う義務があるものとします。

<不可抗力の例>地震、台風、火災、洪水等の天災地変、戦争、テロ、暴動、ストライキ、社会騒乱、疫病、感染症、電力や電気・情報通信設備、交通網の事故・故障、主催者や事務局の事業運営関係者の破産や不測事態、主催者や事務局の合理的な労力の範囲を超えた理由により、会場、周辺設備が期待通りの利用状況ではないと主催者・事務局が判断した場合。

■ 出展規約と展示規則の承認

出展申込社は、この出展規約および主催者が制定する展示規則を承認したものとします。

本出展規約に関するお問合わせは事務局までご連絡下さい。